

『権利擁護と成年後見実践』正誤表

以下の表記が誤ってありました。お詫びし、訂正いたします。

88頁《事例3-20》2行目

〔誤〕 Aのために成年後見制度を → 〔正〕 Bのために成年後見制度を

93頁13～14行目

〔誤〕 なお、審判は、成年後見人等に選任される者に告知することによってその効力が生じるとされている（家事審判法13条・26条1項・30条の3・30条の11）。

〔正〕 なお、審判は、成年後見人等に告知しなければならないとされている（家事審判法13条、家事審判規則26条1項・30条の3・30条の11）。

121頁10行目・14行目・15行目

〔誤〕 日常生活利用支援事業 → 〔正〕 日常生活自立支援事業

142頁2行目

〔誤〕 第7章・第9章において → 〔正〕 第8章・第9章において

170頁〔表10〕見出し

〔誤〕 総合失調症の診断基準 → 〔正〕 統合失調症の診断基準

322頁 申立ての趣旨・申立ての実情〔正のみ記載〕

申立ての趣旨	
成年後見人である申立人が成年被後見人に代わって、別紙物件目録記載の不動産を〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号株式会社〇〇〇〇に対し金〇〇〇〇万円で売却することの許可を求める。	
申立ての実情	
1	申立人は、平成〇〇年〇月〇日、〇〇家庭裁判所において、成年被後見人の成年後見人に選任されました。
2	成年被後見人は、現在、老人保健施設に入所していますが、平成〇〇年〇月から有料老人ホーム〇〇〇〇苑へ入居することになり、そのための費用として、入会金〇〇〇万円、月々〇〇万円の施設使用料が必要になります。
3	別紙物件目録記載の不動産は、成年被後見人が老人保健施設に入所するまで居住していましたが、現在は空家の状態です。本人の資産の状況は先に提出した財産目録のとおりであり、当該不動産を売却し、入居費用を捻出する必要があります。
4	株式会社〇〇〇〇は金〇〇〇〇〇万円の買い受けを希望しており、この金額は妥当なものだと考えます。また、成年被後見人の子どもらもこの売却には賛成しています。
5	よって、この申立てをします。

364頁の下から5行目

〔誤〕 第7章を参照されたい。 → 〔正〕 第8章を参照されたい。

407頁

千木良 正（ちぎら ただし）

〔誤〕 …第7章、第9章⁴ → 〔正〕 …第8章、第9章⁴

五十嵐 禎人（いがらし よしと）

〔誤〕 〔第4章¹～⁴〕 → 〔正〕 〔第5章¹～²〕

小嶋 珠実（こじま たまみ）

〔誤〕 〔第4章⁵〕 → 〔正〕 〔第5章³〕

吉川 好昭（よしかわ よしあき）

〔誤〕 〔第5章〕 → 〔正〕 〔第4章〕

若穂井 透（わかほい とおる）

〔誤〕 〔第8章〕 → 〔正〕 〔第7章〕